

時津町指令第9号

許 可 証

住所 長崎市風頭町1番29号  
氏名 株式会社 ダイエイ  
代表取締役 池島 美智子

平成24年7月11日付で申請のあった一般廃棄物処理業については、時津町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第18条第3項の規定により、下記のとおり許可する。

平成24年7月19日

時津町長 吉田 義徳



記

1 一般廃棄物の種類

一般廃棄物

2 収集、運搬及び処分の区別

収 集、運 搬

3 許可期限

平成24年7月16日～平成26年7月15日

4 許可条件

時津クリーンセンターに搬入する場合は、時津町のごみ分別を行い、時津クリーンセンターの指示に従うこと。

なお、搬入時の処理手数料については、時津町廃棄物の処理及び清掃に関する条例に規定してある額を納入すること。

毎月の実績を報告書により翌月の10日まで提出すること。